

労務ROAD

- 健康診断についての Q&A
- 新入社員意識調査アンケート結果

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISO ビル 7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

健康診断についての Q&A

事業者は、労働者に対して、医師による健康診断を実施することが法律(労働安全衛生法)で定められています。その際の取扱いや注意点について紹介します。

Q1 健康診断の受診に従わない従業員にはどのように対応すべきですか？

定期健康診断は受診義務がありますので、従業員は拒否することはできません。したがって、何度促しても拒否する場合には、必要に応じて懲戒処分を科すことが考えられます。

Q2 休日に健康診断を受診する場合、労働時間はどのように取り扱うべきですか？

労働時間とみなして賃金を支払う義務はありません。ただ、健康診断の円滑な受診や受診率の向上などを考慮すれば、賃金を支払うことが望ましいといえます。なお、法令で定められる特定健診(有害業務に従事する者を対象に実施する健康診断)については、労働時間として賃金を支払う義務があります。

Q3 健康診断の費用や交通費は事業主が負担すべきですか？



労働安全衛生法は、会社に健康診断の実施義務を課していますので、健診の費用は事業主が負担することが適当とされています。交通費については明確な定めはありませんが、健診費用の一つと考えられますので、基本的には事業主が負担すべきものとなります。

ただし、会社が行う健診の受診を従業員が希望せず、自身が選択した健診機関で受診した場合にまで、費用を負担する必要はありません。交通費についても同様です。

【企業実務より】

新入社員意識調査アンケート結果

【アンケート調査結果の概要】(計 1,300 名のアンケート結果)

- **一定時間は仕事から離れてオフを過ごしたい。**『自分ファースト』志向が高まる。
- **理想の上司は『寛容型』。**親しみやすさと辛抱強さを兼ね備えた上司を求める傾向。
- **今の日本は『曇り』。10年後についても悲観的な見方が広がる。**日本の将来に対しては不安を感じている人が多い。
- **女性は自身が出世する姿を具体的にイメージしにくい傾向がある。**

このような調査結果を考慮して新入社員と関わっていくことで、お互いの理解を深めることが出来るのではないのでしょうか。

【三菱UFJリサーチ&コンサルティングより】



仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか？ 詳細が気になった方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい！！

開催まであと少し！

6/14(水)14:00~16:00 阪急グランドビルにて、最新の金融機関の動向が分かるセミナーを開催します！ 詳しくは、河本社労士事務所(06-6228-8555)まで！